医療費助成　所得制限限度額

◆乳幼児・小中学生・高校生等・妊産婦

扶養人数		０人	１人	２人	３人	４人	５人
子どもの保護者 妊産婦の本人又は保護者	所得	272 万円	310 万円	348 万円	386 万円	424 万円	462 万円

※３歳未満の乳幼児は所得制限なし

◆重度心身障害者（身体障害者手帳１・２級、障害基礎年金１級、特別児童扶養手当１級、療育手帳Ａのいずれかに該当する方）

扶養人数		０人	１人	２人	３人	４人	５人
重度の本人	所得	395 万 4 千円	433 万 4 千円	471 万 4 千円	509 万 4 千円	547 万 4 千円	585 万 4 千円
扶養義務者等		663 万 7 千円	688 万 6 千円	709 万 9 千円	731 万 2 千円	752 万 5 千円	773 万 8 千円

◆ひとり親家庭

扶養人数		０人	１人	２人	３人	４人	５人
父・母	所得	192 万円	230 万円	268 万円	306 万円	344 万円	382 万円
扶養義務者等		236 万円	274 万円	312 万円	350 万円	388 万円	426 万円

※ひとり親家庭医療費助成は、養育費年額の８割を父・母の所得に加算します。

↓該当するものがある場合、所得限度額等から控除されます

★所得制限限度額の加算額（以下に該当する場合は、所得制限限度額が加算されます）

【乳幼児・小中学生・高校生等・ひとり親家庭の場合】

〇老人（配偶者・扶養親族）（１人につき 10 万円）

〇特定扶養親族及び 16 歳～18 歳の扶養親族（１人につき 15 万円）

【重度心身障害者の場合】

本人 … 〇特定扶養親族（１人につき 25 万円）　〇老人（配偶者・扶養親族）（１人につき 10 万円）

扶養義務者 … 〇老人扶養親族（１人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族がないときは、当該扶養親族のうち１人を除いた老人扶養親族１人につき）６万円）

★所得額の控除額（以下に該当する場合は、所得額から控除します）

〇社会保険料（一律８万円）※重度（本人）は社会保険料全額控除

〇医療費控除額　〇配偶者特別控除額

〇障害者控除（１人につき 27 万円）　〇特別障害者控除（１人につき 40 万円）

〇寡婦（夫）控除（27 万円）　〇寡婦（夫）控除の特例（35 万円）

〇勤労学生控除（27 万円）　〇肉用牛の売却による事業所得の免除

◆寡婦

◎　本人所得 150 万円以下

◎　同一生計世帯（同住所等）の全員の所得の合計額が300万円以下